

J D A 第 11 号
令和 2 年 5 月 20 日

経済産業大臣
梶山 弘志 様



要 望 書

運転代行業者に対する事業存続のための支援措置の創設について

1 要望の主旨及び理由

私たち運転代行業者は、4月8日付で国土交通省から業界団体である公益社団法人全国運転代行協会宛てに発出された事務連絡（「事業の継続に係る要請等について（依頼）」）に基づき、事業の継続を求められた業種として、現在、でき得る限りの感染防止対策を講じて懸命に対応しているところであります。

しかしながら、令和2年3月28日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部から発出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、「国民に対する不要不急の外出の自粛」及び「飲食店等に対する営業の自粛」が要請される事態となっています。

これにより、夜間営業の飲食店等への来店客は激減し、ひいては飲食店等で酒類を摂取したドライバーと客車を安全に自宅まで送り届けるという交通サービスを営んでいる、私たちの収入は大幅に減少しています。

さらに、それであっても、車両の維持管理及び従業員の雇用に対する費用は必要不可欠であり、全国の運転代行業者（平成30年12月時点の業者数8,637者、総従事者数72,868人）はかつてない危機的な窮状に陥っており、既に廃業した業者もあり、このままでは数多くの業者の存続が危ぶまれます。

2 要望事項

運転代行業者に対する事業存続のための支援措置の創設

公安委員会認定の事業体である私たち運転代行業者が、法に基づき飲酒運転根絶を実践する、社会貢献度の高い業種として、今後も事業を存続できるよう、「運転代行業者に対する支援措置の創設」を強く要望いたします。

加えて、日本標準産業分類における運転代行業は、別紙「他に分類されない他の事業サービス業」として国土交通省の担当者からは通知は受けておりますが運転代行の標記はございません。

ただし、運転代行業は、運転代行業法に則りお客様と客車を同時に移動させる業種であり、「道路旅客運送業」及び「道路貨物運送業」にそれぞれに該当する内容が含まれていることから、その他のサービス業ではなく、広く国民から認知される業種に指定していただきたい併せて要望いたします。

お知らせ	総務機関 実態調査とは	調査の スケジュール	よくあるご質 問	調査票等 (調査関係用 品)	事業活動一覧 検索	調査票発送業 付	お問い合わせ	大臣インタビ ュー (2019 年4月)
----------------------	---------------------------------	--------------------------------	------------------------------	--	-------------------------------	------------------------------	------------------------	--

トップ > [事業活動一覧 検索](#) > 事業活動一覧 検索結果

別 紙

事業活動一覧 検索結果

サービス業（他に分類されないもの）

92 その他事業所サービス業

分類番号	事業活動の内容	内容説明	内容例示	
			○：該当する例示	×：該当しない例示
92-10	速記・ワープロ入力・複写業	<p>▶ 速記、ワープロ入力を行う事業</p> <p>▶ 各種の複写機器を用いて複写加工を行い各種の複写物を制作する事業</p>	<p>○速記・ワープロ入力業 筆耕業、あて名書業、ワープロ入力請負業、テープ起こし業</p> <p>○複写業 複写加工業、青写真業、地図複製業、マイクロ写真業、コピーサービス業、トレイス業（機械・建築設計を伴わないもの）など</p>	<p>新聞業 ⇒「41-30 新聞業」</p> <p>×出版業 ⇒「41-40 出版業」</p> <p>×印刷業 ⇒「00-00 製造業」</p> <p>×写真フィルム複写業 ⇒「79-91 写真プリント、現像・焼付業」</p> <p>×オーディオディスクレコード製造業、ビデオディスクレコード製造業 ⇒「00-00 製造業」</p>
92-20	建物サービス業	<p>▶ ビルを対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業</p> <p>▶ ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理についてサービスを提供する事業</p>	<p>○ビルメンテナンス業 ビルサービス業、ビル総合管理業、建物総合管理業</p> <p>○床磨き業、ガラスふき業</p> <p>○建築物清掃業</p> <p>○煙突掃除業</p> <p>○住宅消毒業、害虫駆除業</p> <p>○ビル清掃業</p> <p>○建築物飲料水管理業</p> <p>○建築物排水管清掃業</p> <p>○電車清掃業、船舶清掃業</p> <p>○建築物飲料水貯水槽清掃業</p> <p>○船内くんじょう業</p> <p>○建物あく洗業 など</p>	<p>×建物の所有者（管理組合等を含む）の委託を受けて経営業務あるいは管理人による保全業務等不動産の管理を行う事業（ビル管理業など） ⇒「69-40 不動産管理業」</p> <p>×エレベータ保守業 ⇒「90-10 機械修理業（電気機械器具を除く）」</p> <p>×物品消毒業 ⇒「84-90 その他の保健衛生」</p> <p>×産業用設備洗浄業 ⇒「92-90 その他の事業者向けサービス業」</p> <p>×清掃業（一般廃棄物収集・処理業） ⇒「88-10 一般廃棄物処理業」</p> <p>×清掃業（産業廃棄物収集・処理業） ⇒「88-20 産業廃棄物処理業」</p> <p>×ハウスクリーニング業（個人宅） ⇒「79-92 その他の生活関連サービス業」</p>
92-30	警備業	事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生の警戒及び防止並びに人身の安全の確保若しくは、貴重品等の運搬の際の盗難等の事故の発生の警戒及び防止の業務を請負う事業	<p>○警備業</p> <p>○警備保障業</p> <p>○ガードマン業 など</p>	

分類番号	事業活動の内容	内容説明	内容例示	
			○：該当する例示	×：該当しない例示
92-90	その他の事業者向けサービス業	<p>▶ 店舗、博覧会会場、催事などの展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して請負い、これら施設の内装、外装、展示装置、機械設備（音響、映像等）などを総合的に構成演出する業務を行う事業</p> <p>▶ 他に分類されない他の事業に対するサービスを提供する事業</p>	○ディスプレイ業（調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して行うもの） ○産業用設備洗浄業 プラント洗浄、産業用配管洗浄、産業用タンク洗浄、産業用上下水道管洗浄 ○看板書き業 看板屋（看板書きを行うもので単純な加工を行うものを含む）、ペンキ屋（看板書きを主とするもの） ○コールセンター業 ○テレマーケティング業 ○新聞切抜業 ○電話事務代行業、医療事務代行業 ○鉄くず破碎請負業 ○船舶解体請負業 ○集金業、取立業 ○陸送業 ○商品展示所 ○パーティ請負業 ○パンケットサービス業 ○レッカー車業 ○温泉供給業 ○はく（箔）押し業（印刷物以外のものに行うもの） ○圧縮ガス充てん業、液化ガス充てん業、液化石油ガス（LPG）充てん業 ○トレーディングスタンプ業 ○メーリングサービス業 ○サンプル配布業、ポスティング業 ○ちんどん屋 ○自家用自動車管理業 ○縫製品箱詰請負業 ○包装業 ○貸画廊業 ○ディーラーヘルプ業 ○新聞拡張団 ○著作権管理業 ○イベント企画業 ○展示会（見本市を含む）企画・運営業 など	×他の企業又は国・地方公共団体からの各種受託事業 ⇒それぞれの受託した事業に該当する事業活動に分類 ×職別工事業、室内装飾工事業、内装工事業、設備工事業 ⇒「7 その他」に該当 ×事務所用・店舗用装備品製造業 ⇒「00-00 製造業」 ×看板製造業（看板書き及び看板書きを行うもので単純な加工を行うものを除く），モデル・模型製造業、ほうろう製看板製造業 ⇒「00-00 製造業」 ×広告業、屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの） ⇒「73-10 広告業」 ×インテリアデザイン業、商業デザイン業 ⇒「72-60 デザイン業」 ×ビルメンテナンス業、ビル清掃業 ⇒「92-20 建物サービス業」 ×自動車清掃業 ⇒「89-10 自動車整備業」 ×マーケティングリサーチ業 ⇒「39-23 その他の情報処理・提供サービス業」 ×サルベージ業 ⇒「48-90 他の運輸に附帯するサービス業」 ×こん包業 ⇒「48-40 こん包業」 ×はく押し業（印刷物），打ちはく業 ⇒「00-00 製造業」

プライバシーポリシー

Copyright© 経済構造実態調査実施事務局 All Rights Reserved.